

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第17号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(家畜の伝染性疾病の種類) 第4条 条例第4条第2項に規定する人事委員会の定めるもの とは、次に掲げるものとする。 (1)～(5) [略] <u>(6) ブルセラ病</u> <u>(7) 結核病</u> (8)～(15) [略] <u>(16) トキソプラズマ病</u> (17) [略]	(家畜の伝染性疾病の種類) 第4条 条例第4条第2項に規定する人事委員会の定めるもの とは、次に掲げるものとする。 (1)～(5) [略] <u>(6) ブルセラ症</u> <u>(7) 結核</u> (8)～(15) [略] <u>(16) トキソプラズマ症</u> (17) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。